

## 議案第60号

つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月26日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

### 提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額が増額されたことに伴い、国基準と同様の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。